

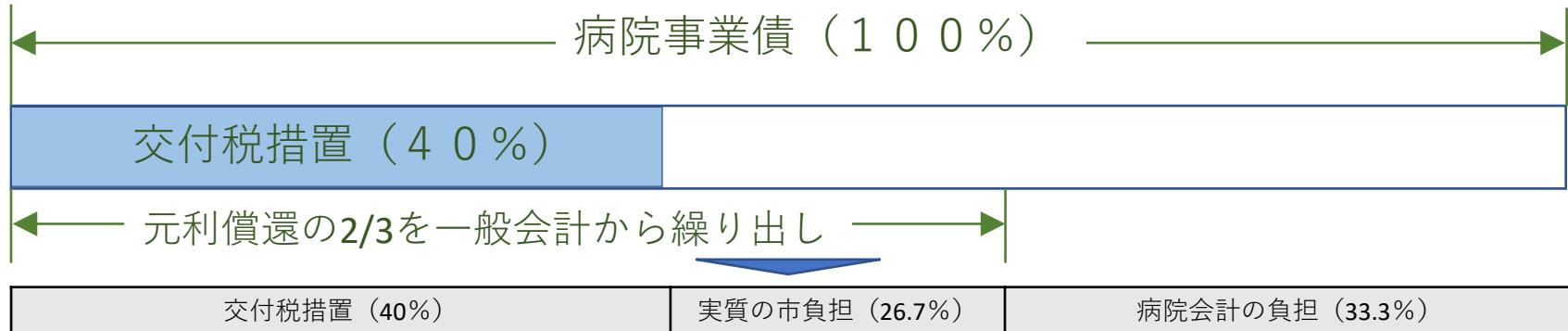
財政支援について



➤ 病院事業債（特別分）

- ・公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について病院事業債（特別分）を措置
- ・元利償還金の40%に対し交付税が措置（一般会計繰出基準2/3）
 - ✓原則経営主体が統合されていることなどの要件あり

（建設改良費等については、建物の建築単価が1m²あたり36万円以下の部分に相当する額に係る病院事業債の元利償還金に対して交付税措置）

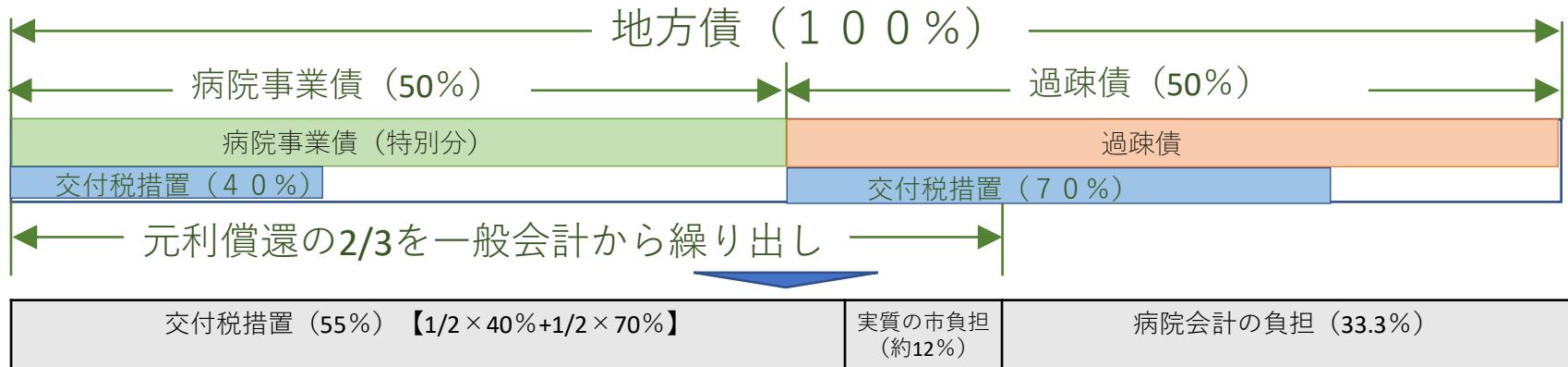


<参考>病院事業債（通常分）

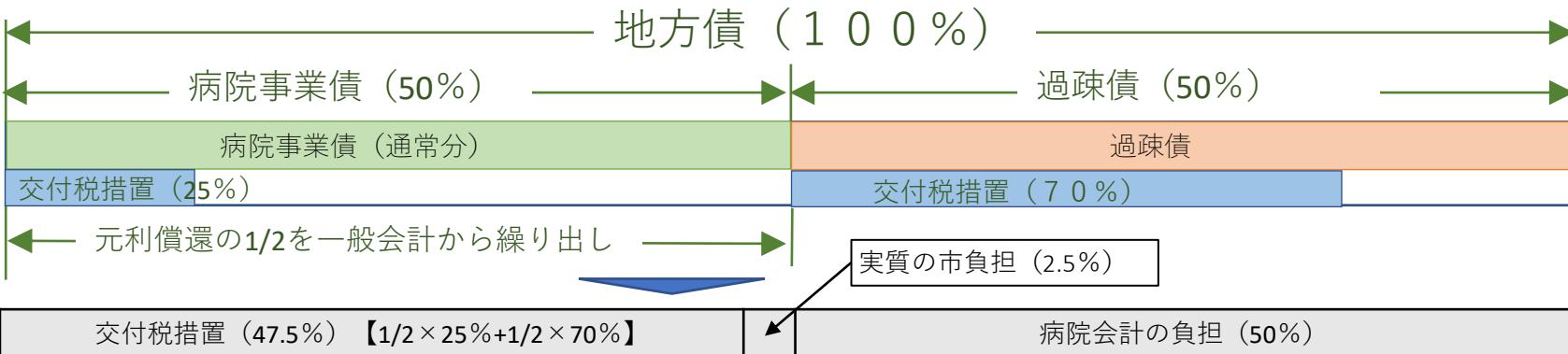


➤ 過疎債

- ・萩市は過疎地域に指定されているため、有利な地方債（過疎債）の発行が可能
- ・病院事業債の1/2に対して過疎債の発行が可能
- ・過疎債は、元利償還金の70%に対し交付税が措置



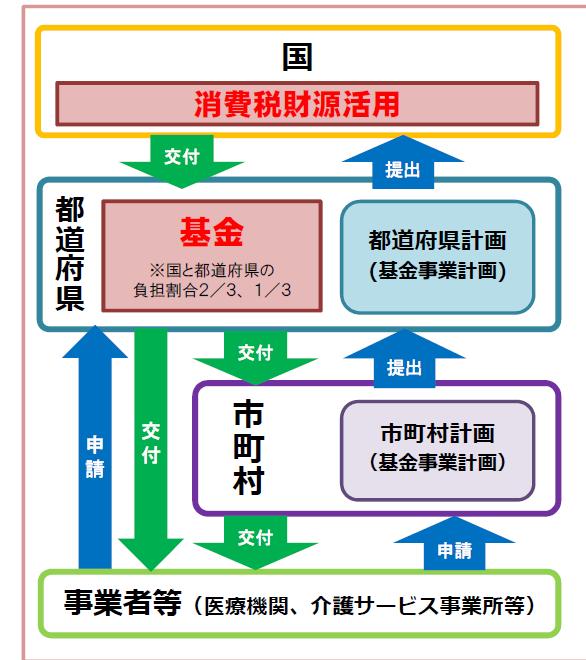
<参考>病院事業債（通常分）



➤ 地域医療介護総合確保基金

- ・地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に必要な基盤整備や、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進に必要な事業を支援するための包括的な補助制度

● 国の医療提供体制改革の推進に係る支援制度



➤ 医療機能分化連携推進事業

- ・地域医療構想の実現に向け、既存病床の回復期病床への転換のための施設・設備整備や急性期機能の集約・強化のための施設・設備整備に対する補助
- ・地域医療構想調整会議において、地域の目指す方向性との整合を確認した上で、県として支援を行うもの（地域医療構想調整会議の合意が要件）

補助区分	対象	補助基準額	補助率
回復期施設整備事業	回復期病床への転換に必要な施設の増改築・改修に要する工事費等	①新築・増改築の場合 550万円/1床 ②改修の場合 384万1千円/1床	
回復期設備整備事業	リハビリを行うための治療機器や訓練機器等の導入経費	1施設当たり 1,100万円	
急性期施設整備事業	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な施設の増改築・改修に要する工事費等	1m ² 当たり 24万5,600円	1／2
急性期設備整備事業	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な設備整備 (手術室設備や検査室設備など)	医療機器 1箇所当たり2億5,630万円 別枠で1箇所当たり 各6,285万6千円 ①心臓病専用医療機器 ②脳卒中専用医療機器 ③小児救急専用医療機器 ④重症外傷専用医療機器	

➤ 病床機能再編支援事業補助金（ダウンサイジング補助金）

- ・ 地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援（国負担10/10の補助）
- ・ 総病床数の10%以上を削減が要件
- ・ 重点支援区域の指定（萩市該当）の統合による削減は1.5倍
※1以上の病院廃止 R7年度中までの完了が条件

● 1床あたりの単価

- ・ 稼働病床の削減1床あたり約2百万円
(病床稼働率に応じ1,140千円～2,280千円)

● 萩医療圏における仮試算

- ・ 萩市民病院と都志見病院が統合し病床数を削減した場合
- ・ 病床数を334床 ⇒ 250床と仮定
(84床の削減) . . . 約1.7億円

2病院をR7年度中までに1箇所へ集約することは困難

重点支援区域の1.5倍加算を受けることはできない

制度のイメージ

